

第30類 要綱／第2章 給付・サービス提供に関する要綱 産業振興部産業振興推進課

八王子市はばたけ商店街事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内商店街等が中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的として行うイベント事業及び活性化事業に要する経費の一部について、東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱（平成15年3月26日産業労働局長決定）に基づく東京都補助金を受け、市が当該年度の予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）につき、補助金等の交付の手続き等に関する規則（昭和35年5月16日規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1)「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街

イ 商店街の連合会

ウ 商工会議所（ただし、経営改善普及事業の一環で行う事業は対象外とし、商店街振興事業の事業主体となる場合のみ対象とする。）

(2)「商店街」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合。ただし、別途定める事業協同組合は除く。

ウ 次に掲げる事項に照らし、市長が商店街と認めるもの。

(ア)当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ)社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(ウ)当該区域内に人又は車輛が常時通行できる道路を包含していること。

(エ)当該区域で活動を行うための会則等を有していること。

(3)「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された連合会

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された連合会

ウ ア、イ以外で、市単位で組織された商店街連合会

(4)「法人商店街」とは、第2号ア及びイに規定する商店街をいう。

(5)「法人化商店街」とは、第2号ア及びイに規定する商店街であって、新たに設立されたものをいう。

(6)「補助事業者」とは、この要綱の規定に基づき、イベント事業又は活性化事業を行う商店街等をいう。

(7)「補助事業」とは、別表1に例示するイベント事業、活性化事業及びこれらと同趣旨の事業で商店街等が自ら企画し実施するものをいう。ただし、次に掲げる事業を除く。

- ア 内容が経常的な性格を有する事業
- イ 商品券等の特典又は割引を付加する事業
- ウ 他の補助金等を一部財源とする事業
- エ 事業に係る全ての業務を委託する事業

(8)「イベント事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- ア 商店街の主催又は共催による当該商店街の街区内において連続する期間に行われる行事に係る事業
- イ 商店街の連合会及び商工会議所（以下「商店街等の団体」という。）の主催又は共催による、連続する期間に行われる行事に係る事業
- ウ 商店街又は商店街等の団体がア又はイの事業に参加する事業
- エ 商店街等の主催又は共催による市長が特に認める行事に係る事業

(9)「活性化事業」とは、商店街施設整備、販売促進等の商店街活性化を図るための事業で、イベント事業ではないものをいう。ただし、市長が必要と認めるイベント事業については、この限りではない。

(10)「キャッシュレス対応事業」とは、活性化事業のうち、キャッシュレス決済環境を整備することで、商店街の利便性を高め、商店街の活性化を図る事業をいう。

(11)「商店街組織力強化支援事業」（以下「組織力強化事業」という。）とは、活性化事業のうち、商店街の連合会が商店街と協働して行う、商店街への加入及び協力促進を図るための事業をいう。

(12)「多言語対応事業」とは、活性化事業のうち、多言語による情報提供等、外国人受入のための環境を整備することで、商店街の地域での役割を高め、商店街の活性化を図る事業をいう。

(13)「小額支援事業」とは、イベント事業及び活性化事業のうち、防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げて小規模な事業を実施する場合、特別に支援する事業をいう。

(14)「若手・女性支援事業」とは、イベント事業のうち、商店街の若手・女性グループが小規模な事業を実施する場合、特別に支援する事業をいう。

(15)「組織活力向上支援事業」とは、法人商店街の組織そのものの維持・活性化を後押しすることで、魅力ある商店街の増加につなげていくため、法人商店街が実施するイベント事業を特別に支援する事業をいう。

(16)「女性活躍推進事業」とは、イベント事業及び活性化事業のうち、商店街等の女性グループが実施する事業を、特別に支援する事業をいう。

(17)「こども応援事業」とは、イベント事業及び活性化事業のうち、商店街等がこども向けに実施する事業を、特別に支援する事業をいう。

(18)「全国連携事業」とは、イベント事業のうち、商店街等が他地域と連携して実施する事業を、特別に支援する事業をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金は、補助事業に必要な別表2の1及び3に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）であって、当該年度内に支払いをした経費のうち、市長が特に必要かつ適

当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。ただし、別表2の2及び4に掲げる経費は除く。

- 2 補助事業は、当該年度中(当該年度の交付決定の日から翌年の3月31日まで)に実施完了した事業とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) イベント事業については、補助対象経費の3分の2以内又は次に掲げる補助限度額のいずれか低い額とする。

ア 八王子市中心市街地商業等活性化基本計画(平成15年3月策定)の区域内に位置する商店街等 66.6万円

イ ア以外の区域に位置する商店街等 80万円

ウ 上記ア・イに規定する商店街等が年度内に2事業の交付申請を行う場合の
どちらか一方の事業 66.6万円

エ 第2条第1項第3号に規定する「商店街の連合会」 300万円

オ 第2条第1項第2号ウ(エ)に規定する会則等を有していない商店街(申請は
年度内に1事業) 40万円

- (2) 活性化事業については、補助対象経費の3分の2以内又は補助限度額2千万円のいずれか低い額とする。ただし、第2条第1項第2号ウ(エ)に規定する会則等を有していない商店街については、補助対象経費の3分の2以内又は補助限度額40万円のいずれか低い額とする。

- (3) 前号の規定にかかわらず、「活性化事業」において、法人化商店街が事業を実施する場合には、商店街が設立された当該年度又は翌年度に限り、補助対象経費の6分の5以内の額又は補助限度額5千万円のいずれか低い額とする。

- 2 「キャッシュレス対応事業」については、補助対象経費の6分の5以内の額または補助限度額5千万円のいずれか低い額とする。

- 3 前項にかかわらず、「キャッシュレス対応事業」において、法人化商店街が事業を実施する場合には、商店街が設立された当該年度又は翌年度に限り、補助対象経費の6分の5以内の額又は補助限度額5千万円のいずれか低い額とする。

- 4 前2項にかかわらず、第2条第2号ウに規定する商店街が実施する「キャッシュレス対応事業」については、補助対象経費の6分の5以内の額又は補助限度額1千万円以内のいずれか低い額とする。

- 5 「多言語対応事業」については、補助対象経費の6分の5以内の額又は補助限度額83万3千4百円のいずれか低い額とする。

- 6 「組織力強化支援事業」にかかる補助金の額は、補助対象経費の12分の11以内の額又は補助限度額3千万円のいずれか低い額とする。

- 7 「若手・女性支援事業」については、補助対象経費の9分の8以内の額又は88万8千円のいずれか低い額とする。

- 8 「組織活力向上支援事業」については、補助対象経費の12分の11以内の額又は補助

限度額 825 万円のいずれか低い額とする。

9 「女性活躍推進事業」については、補助対象経費の 12 分の 11 以内の額又は 91 万 6 千円のいずれか低い額とする。

10 「こども応援事業」については、「イベント事業」に類する場合、補助対象経費の 9 分の 8 以内の額又は 88 万 8 千円のいずれか低い額とする。また、「こども応援事業」のうち、「活性化事業」に類する場合、補助対象経費の 6 分の 5 以内の額または補助限度額 3,600 万円のいずれか低い額とする。

11 「全国連携事業」については、補助対象経費の 9 分の 8 以内の額又は 88 万 8 千円のいずれか低い額とする。

12 「イベント事業」又は「活性化事業」を合わせて行う場合においては、第 1 項第 1 号から第 3 号及び第 2 項から第 8 項までの額のそれぞれの範囲内で合計した額とする。

13 複数の商店街等が共同又は協力をして「イベント事業」又は「活性化事業」を行う場合においては、各商店街等の第 1 項第 1 号から第 3 号及び第 2 項から第 9 項までの額のそれぞれの範囲内の額を合計した額とする。

14 「小額支援事業」にかかる補助金の額は、補助対象経費の 9 分の 8 以内の額又は補助限度額 88 万円 8,000 円のいずれか低い額とする。

15 商工会議所が主体となり実施する事業にかかる補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額又は補助限度額 100 万円のいずれか低い額とする。

16 八王子市中心市街地活性化基本計画（平成 15 年 3 月策定）の区域内に位置する 3 つ以上の商店街が共催して行う、まちのにぎわいに資するイベント事業にかかる補助金の額は、1 商店会あたり補助対象経費の 2 分の 1 以内の額又は補助限度額 50 万円のいずれか低い額で、総額 150 万円以内とする。また、八王子市商店会連合会が行う活性化事業にかかる補助金の額は補助対象経費の 4 分の 3 以内の額又は 100 万円以内とする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める期日までに、補助事業ごとに、様式第 1 による補助金交付申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、イベント事業について、当該年度内に 2 事業まで交付申請をすることができる。ただし、第 2 条第 1 項第 3 号に規定する「商店街の連合会」については、当該年度内に 1 事業までとし、第 2 条第 1 項第 6 号に規定する「法人化商店街」が実施する事業は、商店街が設立された当該年度又は翌年度から 3 ヶ年度に限り、1 商店街あたり 1 ヶ年度に 3 回までとする。ただし、複数の商店街等による共催事業 1 回は、当該回数に含まないものとする。

3 前項の規定にかかわらず第 2 条第 1 項第 13 号に規定する「若手・女性支援事業」については、当該年度内に 1 事業まで交付申請をすることができる。

（補助金の交付決定）

第 6 条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必

要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 補助金の交付決定の額は、第4条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又はその補助金交付申請額のいずれか低い額とする。
- 4 前条の規定による補助金交付申請書が到達してから、当該申請に係る第1項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、概ね30日とする。

（申請の取下げ）

- 第7条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

- 第8条 補助事業者は、補助事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに様式第3による補助事業遅延等報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の内容変更等）

- 第9条 補助事業者は、補助事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ様式第4による変更等承認申請書を、必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

（実績報告）

- 第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、必要な書類を添えて、1月以内に様式第5による実績報告書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認めたときは、報告期限を事業完了から6週間まで延期することができる。

（補助金の額の確定）

- 第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6により補助事業者へ通知するものとする。
- 2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、第4条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

(補助金の支払等)

第12条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、当該補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第7による補助金請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 第1項の規定は、第11条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(補助金の交付を決定する場合に付すべき条件)

第16条 市長は、補助事業者に補助金を交付するときは、次の条件を付さなければならない。

- (1) 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならないこと。
- (2) 取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならないこと。
- (3) 取得資産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市長に納付しなければならないこと。
- (5) 補助事業の完了後、市長から要求のあったときは、事業内容等について常に公開で

きるよう書類を整備しなければならないこと。この場合において、公開期限は補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。

(取得財産等の管理及び処分)

第17条 補助事業者は、市長が別に定める期日までに前条第3号の規定により承認しようとする場合は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、あらかじめ様式第8による取得財産等処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、前条第4号の規定により補助事業者が納付を受けた収入の全部又は一部を納付させることができる。

(検査)

第18条 補助事業者は、市長が八王子市職員をして補助事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は補助事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第19条 第13条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第14条の規定により補助金の返還を命じたときは、市長は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第20条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第21条 第19条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命

じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第 2 2 条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、市長が指示するところによる。

(その他)

第 2 3 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和~~6~~7 年（20245 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の施行に伴い改正前の令和~~5~~6 年度以前の要綱に基づく補助金について検査を行う場合は、なお従前の例によるものとする。

別表 1（第 2 条第 7 号関係）補助事業

1 イベント事業

(1) 文化、歴史など地域資源を活かしたイベント ① 季節のイベント（七夕、盆踊り、クリスマス等）②スポーツイベント③スタンプラリー、ウォークラリー ④ 各種フェスティバル、コンクール（コンサート、音楽祭、ストリートアート、シャッターアートコンクール等） ⑤地産地消イベント⑥観光物産展⑦朝市、夜市
(2) 資源リサイクル、環境対策に資するイベント ①エコキャンペーン（アルミ缶・ペットボトル等回収、エコバッグ配布、ごみゼロイベント等）②クリーンキャンペーン（地域清掃イベント等）③フリーマーケット ④リサイクル用品フェア
(3) 地域福祉、健康に資するイベント ①高齢者用品フェア、②高齢者等を招待してのイベント、③健康フェスティバル
(4) 防犯防災や生活安全に資するイベント ①防犯・防災フェア ②防災・避難体験訓練イベント ③交通安全キャンペーン

* イベント事業は、商店街等からの提案により定める事業であり、上記は例示である。

* イベント事業は、1 商店街あたり 1 ヶ年度に 2 回までとする。また、法人化商店街が実施する事業は、商店街が設立された当該年度又は翌年度から 3 ヶ年度に限り、1 商店街あたり 1 ヶ年度に 3 回までとする。ただし、複数の商店街等による共催事業 1 回は、当該回数に含まないものとする。

* 第 2 条第 1 4 号に規定する「若手・女性支援事業」、及び同第 1 5 号に規定する「組織活力向上支援事業」、及び同第 1 6 号に定める「女性活躍推進事業」、同第 1 7 号に定める「こども応援事業」及び同第 1 8 号に定める「全国連携事業」は上記の回数のほか、1 ヶ年度に 1 回までとする。

*第2条第2号ウ（エ）に規定する会則等を有していない商店街が実施する事業は、複数の商店街等による共催事業も含め、1ヵ年度に1回までとする。

*チラシ・ポスター等の作成のみを行う事業は対象外とする。

2 活性化事業

(1) 施設を整備する事業 ①街路灯整備・改修 ②カラー舗装、③アーケードの整備設置・改修 ④アーチ整備・改修 ⑤モニュメント設置 ⑥放送用スピーカー設置 ⑦商店街会館建設、改修 ⑧商店街事務所設置、改修、⑨統一看板設置 ⑩ポケットパーク整備 ⑪ファサード整備・改修 ⑫来街者用トイレ設置 ⑬駐車場・駐輪場整備 ⑭消火栓スタンドパイプの整備 ⑮基本設計、実施設計 ⑯AED 設置
(2) IT 機能の強化を図るための事業 ①ホームページ作成 ②ポイントカード導入 ③キャッシュレス決済導入 ④E コマース導入 ⑤POS システム導入 ⑥スマートフォンアプリ導入 ⑦顧客情報システム導入 ⑧フリーWi-Fi 整備
(3) 顧客利便機能の強化を図るための事業 ①お客様向けの巡回バスの導入、②タウンモビリティ導入、③宅配事業、 ④案内板設置、⑤商店街マップ作成
(4) コミュニティ機能の強化を図るための事業 ①空き店舗等を活用した事業（交流施設、保育施設、高齢者向け施設等） ②安全パトロール事業 ③エコマネーの導入、調査 ④エコ・リサイクル事業（ごみゼロ運動、リサイクル機器設置など）
(5) 組織力、経営力の強化を図るための事業 ①活性化計画策定 ②活性化委員会開催 ③来街者調査 ④購買動向調査 ⑤消費者懇談会 ⑥普及宣伝 ⑦専門家派遣 ⑧人材育成 ⑨振興組合化等支援 ⑩テナントミックス ⑪地域ブランド・商品開発 ⑫空き店舗等を活用した事業（創業支援施設、チャレンジショップ等）

*活性化事業は、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、上記は例示である。

*第2条第2号ウ（エ）に規定する会則等を有していない商店街が実施する事業は、複数の商店街等による共催事業も含め、1ヵ年度に1回までとする。

*商業ビルや地下街における商店街については、原則として、活性化事業の補助対象外とする。

別表2-1（第3条関係）

イベント事業の補助対象経費

区 分	摘 要
イベントの周知を図るために要する経費	
ポスター、チラシ等の制作費	
広告の新聞折り込み経費	

新聞、雑誌等への広告掲載料	
案内看板等の制作費	
抽選会券、福引券等の印刷経費	
コピー代	商店会会員向けの事務連絡用は対象外
イベント会場の設営、運営等に要する経費	
舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備工事等に係る工事費	
イベントの企画、運営、会場整備、廃棄物処理等を委託する経費	
会場賃借料	
金魚すくい、輪投げ等のゲーム類を行うための経費	
抽選会や福引の景品の購入に要する経費	(補助対象) 景品単価 1 万円以下 景品総額 150 万円以下 等級及び当選者数等を確認できるものを具備 不特定多数の者にあらかじめ周知を図ること
イベント来場者に配布する記念品の購入に要する経費	不特定多数の者にあらかじめ周知を図ること
大道芸やコンサート出演者等への出演料に要する経費	1 件当たり 1 日 1 0 0 万円以下の部分のみ補助対象
イベント実施に要する諸経費	
賠償責任保険料、傷害保険料等	準備及び撤去期間を含む
道路使用許可手数料	原則として商店会名を入れて申請すること
送料	
事業系一般ごみ処理手数料又はごみ処理券購入費	
上記経費に付随する経費	
イベント事業のために随時雇い入れた短期雇用者の賃金	市が定める時間給の範囲内
イベント事業への協力、設備、物品等の提供等に対する個人又は団体への謝礼	
事業実施に直接必要な備品購入費	備品台帳を具備すること
事業実施に直接必要な消耗品費	
光熱水費	個別メーターで使用量を管理し、かつ、原則として電気水道等事業者からの直接請求であること
イベントで使用した共有物のクリーニング代	
撮影代	総額 1 万円以下の部分のみ補助対象
振込手数料	

* 各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

* 1 百万円以上の経費については、3 者以上の複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

別表 2－2（第 3 条関係）

イベント事業の補助対象外とする経費

区 分	摘 要
役員や来賓者等の特定の者に対する経費	
飲食費 記念品に係る経費 案内状送付に係る経費 行政機関に対する謝礼 ボランティアに係る経費	
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族に対して支出する経費	
アルバイト賃金 謝礼 会議費 飲食費	
抽選券や福引の景品	
景品単価が１万円を超える景品購入費 総額で１５０万円を超える景品購入費 現金、宝くじ、大型店の商品券購入費 配布されていない景品購入費 換品されていない商店街が発行する商品券購入費	
イベント事業以外の商店街事業に使用できるもの	
インターネットホームページの開設経費 パソコン周辺機器等の購入費 備品の購入費 文具等の購入費	
イベント事業に直接必要のない経費	
イベント期間外の賠償責任保険料、傷害保険料等 総額１万円を超える撮影費 広告宣伝費以外に係るコピー代	

＊各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

別表２－３（第３条関係）

活性化事業の補助対象経費

区 分	摘 要
施設整備に要する経費	
IT 機能の強化に要する経費	

顧客利便機能の強化に要する経費	
コミュニティ機能の強化に要する経費	(空き店舗活用事業に係る建物貸借料) 事業開始日から起算して3年を経過した日の 属する月の前月末日までを限度とする。 月額30万円を限度とする。
組織力、経営力強化に要する経費	(空き店舗活用事業に係る人件費) 事業開始日から起算して3年を経過した日の 属する月の前月末日までを限度とする。 事業実施に必要な業務を行うために商店街等 が直接雇用する者に対して支払われる経費と する。 月額15万円を限度とする。
上記経費に係る事業に付随するイベントに要する経費	イベント事業の補助対象経費のとおり

*見積書を徴すること。1百万円以上の経費については、3者以上の複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

*空き店舗活用事業における建物貸借料、人件費の起算日となる事業開始日とは、事業実施のための貸借料又は人件費いずれか早い方の支払が発生した月初をいい、各経費の補助期間の終期は同一とする。

別表2-4 (第3条関係)

活性化事業の補助対象外となる経費

区 分	摘 要
法定耐用年数に満たない既存施設の改修等に係る経費	アーケードの再塗装を除く
既存施設の機能維持のみを目的とした修繕、保守等に係る経費	再塗装、寝巻き補修を除く
既存施設の消耗品の交換に係る経費	
土地の取得、賃借、造成、補償に係る経費	駐車場・駐輪場用地借上げを除く
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)に対して支出する経費	
市が定める次に掲げる経費単価を超える部分に係る経費	
短期雇用者の時間給	東京都最低賃金を超える部分
専門家、委員等に対する謝金	別に定める額
パソコン1台当たりの購入単価	20万円
活性化事業以外の商店街事業に使用できるものであって次に掲げるもの	
パソコンの周辺機器等の購入費	
備品の購入費	
文具等の購入費	
使用しないカード等の消耗品の購入費	
イベント事業に係る経費	別表2-2のとおり

*各区分に掲げる細区分の事項は例示である。